指　導　事　項		確認欄	
		はい	いいえ
令和５年度指導監査等の重点事項	＝指定一般相談支援事業所＝		
１　基準に定める職員の確保	・基準に定める職員が適切に確保されているか。		
２　個別支援計画の策定等	・契約・計画作成からモニタリング実施までの一連の適切なサービス提供が行われているか。		
３　適正な公費請求	・各種加算を含む給付費について、適正に請求しているか。 （算定要件・減算実施の有無などの確認）		
４　虐待防止の適正化	・虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、委員会での検討結果を従事者に周知徹底しているか。 ・虐待防止のための指針を整備しているか。 ・従事者に対し、障害者虐待防止に関する研修を定期的に実施しているか。 ・虐待の防止等のための担当者を設置しているか。		
５　感染症や防災対策の充実強化	・感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のために、委員会の定期開催、指針の整備、研修及び訓練の定期実施をしているか。 （但し、令和６年３月 31 日までは努力義務とする。） ・業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期実施しているか。 （但し、令和６年３月 31 日までは努力義務とする。）		